

○和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会規則

平成24年7月11日

教委規則第13号

改正 平成28年8月24日教委規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 和泉市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）策定のための調査に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画策定のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、計画の策定に当たっては、過去に策定済みの計画の趣旨を尊重するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 子どもの読書活動に係る図書館ボランティア代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) 保育園園長会代表
- (6) 幼稚園園長会代表
- (7) 小学校、中学校及び義務教育学校司書教諭
- (8) 市内の高等学校図書館関係教職員
- (9) 市内の支援学校図書館関係教職員
- (10) 市の職員

(平28教委規則17・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合
その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、読書振興担当部署において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年教委規則第17号) 抄

この規則は、平成29年4月1日から施行する。